

保険金のお支払内容 <自転車保険プラン>

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>死亡保険金★傷害総合保険普通保険約款☆交通事故傷害危険のみ補償特約セット</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</p> <p>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</p> <p>●原因がいかなくとも、頭（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</p> <p>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ</p> <p>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</p> <p>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ</p> <p>●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ</p> <p>など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>&lt;家族特約または家族特約（夫婦用）をセットする場合&gt;</p> <p>上記から除外される事由</p> <p>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</p>
<p>後遺障害保険金★傷害総合保険普通保険約款☆交通事故傷害危険のみ補償特約セット</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>(死亡保険金と同じ)</p>
<p>入院保険金★傷害総合保険普通保険約款☆交通事故傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約セット</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、入院※された場合</p>	<p>入院保険金日額×入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>(死亡保険金と同じ)</p>

<p>手術保険金★傷害総合保険普通保険約款☆交通事故傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約セット</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※の治療※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p>	<p>①入院※中に受けた手術※の場合 入院保険金日額×10</p> <p>②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	<p>(死亡保険金と同じ)</p>
<p>通院保険金★傷害総合保険普通保険約款☆交通事故傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約セット</p>	<p>保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p>	<p>通院保険金日額×通院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>(死亡保険金と同じ)</p>
<p>日常生活賠償保険金★個人賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア、本人の居住の用に供される住宅(※1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(※1)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって本人または責任無能力者を監督する方(本人または責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額-免責金額※(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の使用者(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p>など</p>
<p>【特約のご説明】</p>			
<p>セットする特約</p>	<p>特約の説明</p>		
<p>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)</p>	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>		
<p>家族特約</p>	<p>被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。</p>		
<p>家族特約(夫適用)</p>	<p>被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。</p>		

【※印の用語のご説明】
用語のご説明
●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
●「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
●「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 （*）いずれもそのための練習を含みます。
●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 ●「交通事故」とは、次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等 ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等 ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） ⑥交通乗用具の火災
●「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為（*2） （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。